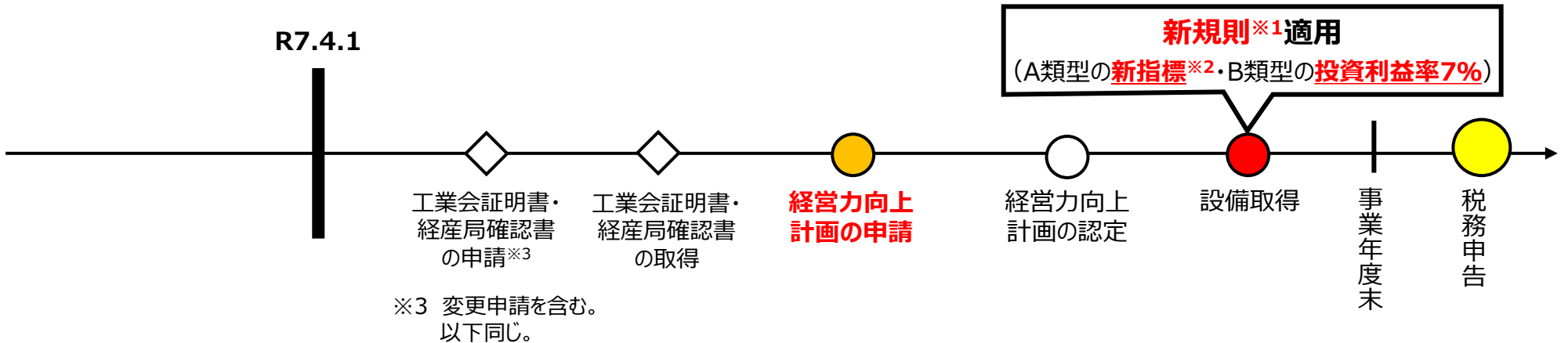


◆ポイント 工業会証明書・経産局確認書の申請と経営力向上計画の申請は同一年度（R6年度 or R7年度）である必要があります。

～**新規則**が適用されるケース～

<① **令和7年4月1日以後**に経営力向上計画の申請※・認定の場合> ※変更申請を含む。以下同じ。

※1 中小企業等経営強化法施行規則  
 ※2 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率



○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（案）  
 （経営力向上計画に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規則」という。）**第十六条第二項第一号及び第二号の規定は、**特定事業者等（中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下この条において同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける法第十七条第一項の認定（法第十八条第一項の変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち**施行日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画**（法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この条において同じ。）に**記載された法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等について適用し、**特定事業者等が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち**施行日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等については、なお従前の例による。**

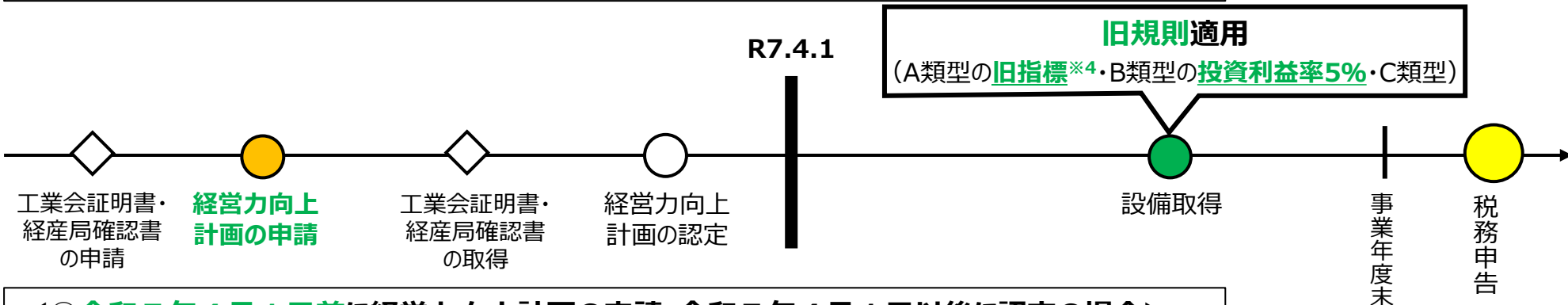
# 経営力向上計画に関する経過措置について（中小企業経営強化税制関連）

注意：関係法令の施行を前提

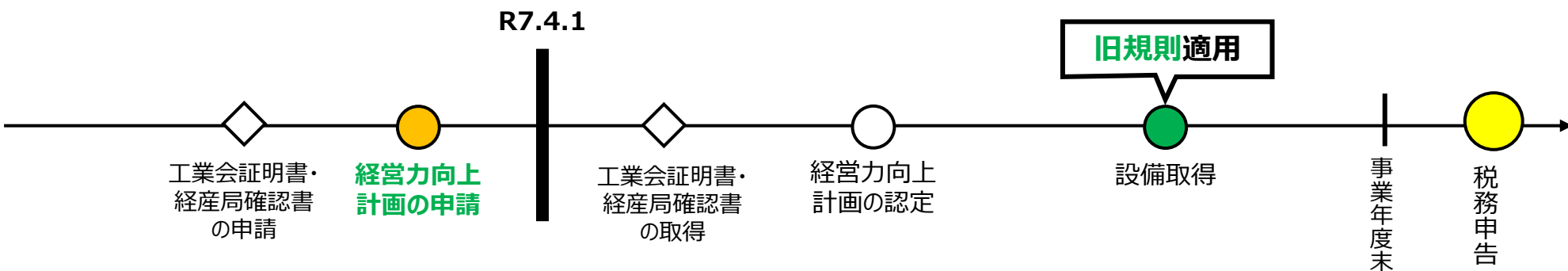
～旧規則が適用されるケース～

## <② 令和7年4月1日前に経営力向上計画の申請・認定の場合>

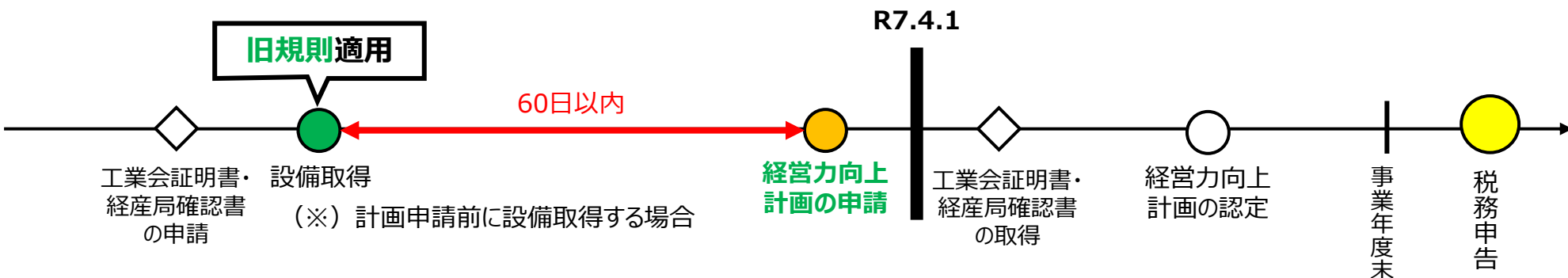
※4 生産効率、精度、エネルギー効率、その他



## <③ 令和7年4月1日前に経営力向上計画の申請・令和7年4月1日以後に認定の場合>



## <④ 令和7年4月1日前に経営力向上計画の申請・令和7年4月1日以後に認定の場合> ※60日ルール適用の場合

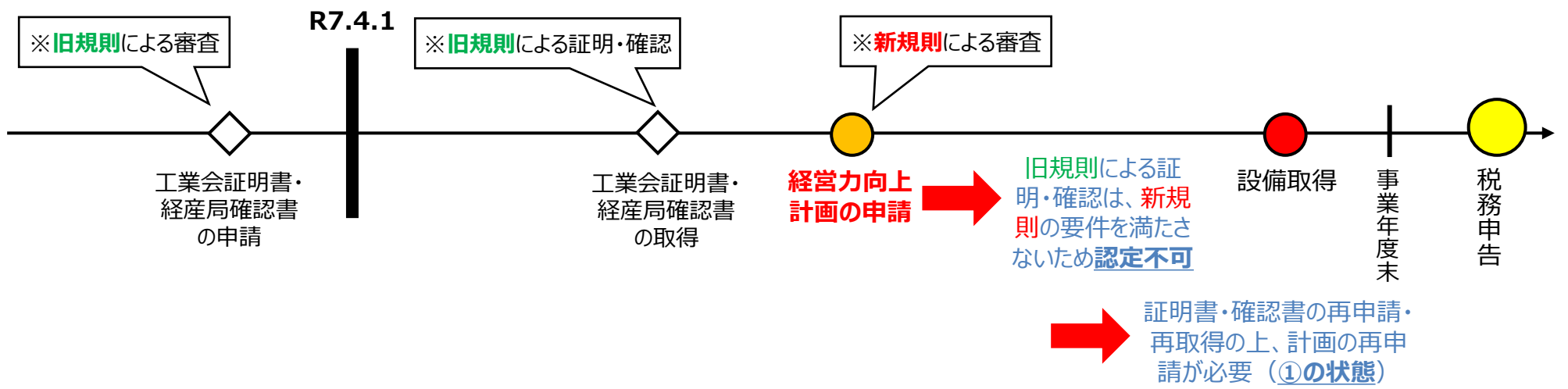


# 経営力向上計画に関する経過措置について（中小企業経営強化税制関連）

注意：関係法令の施行を前提

～認定を受けられないケース～

## <⑤令和7年4月1日以後に経営力向上計画の申請の場合> ※認定不可となる事例



## <⑥令和7年4月1日以後に経営力向上計画の申請の場合> ※60日ルール適用の場合 ※認定不可となる事例

